

太陽光発電システム設置費補助金のご案内

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。



○対象となる方 (①～④全てに該当する方)

- ①町内の住宅などに新たに対象システムを設置する方、または対象システムが設置された住宅などを購入する方
- ②町税を滞納していない方 (同一世帯員を含む)
- ③太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
- ④太陽電池モジュール最大出力が 10kW 未満で未使用のシステムを設置する方

※次のような場合、対象とはなりません。

- ・補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置されている場合
- ・申請年度内に設置が完了しない場合、または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合
- ・太陽光発電システムが新品でない場合
- ・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力受給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合

申請受付
受付期間
 12月28日(木)まで
 (土・日曜日、祝日を除く)

時間
 午前8時30分～午後5時15分まで
 (正午から午後1時までの時間を除く)

場所
 役場環境対策課(庁舎2階)

※郵送・電話での予約や受け付けは行いません。
※工事前の申請となりますので、ご注意ください。

申請・交付の流れ

手続きに必要な書類、その他詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」に記載しておりますので、役場環境対策課にお越しいただくか、町公式ホームページをご覧ください。(右記 QR コードからも閲覧が可能です。)

補助金交付申請の受け付けは先着順となりますので、受付期間内であっても今年度の予算額に達した時点で終了となりますので、ご了承くださいませようお願いします。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線251)

二次元コード



補助金交付申請について

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」のお知らせ

～あなた一人で悩んでいませんか！～

人には皆人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら依然として高齢者・障がい者に対する人権侵害が発生しており、大きな社会問題となっております。水戸地方法務局および茨城県人権擁護委員会連合会は、従来からさまざまな活動を通じて高齢者・障がい者の人権問題に取り組んできました。

高齢者・障がい者に対する暴行・虐待などのあらゆる人権侵害について、電話で相談を受け付けています。秘密は厳守いたします。

○日時 9月4日(月)～10日(日) 午前8時30分～午後7時
 (ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)

○電話番号 0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)

○問い合わせ先 水戸地方法務局 人権擁護課 ☎029-227-9919



浄化槽設置に要する費用の一部助成のご案内

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町の下水道事業計画区域以外の地域、または下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域に環境配慮型浄化槽を設置する場合、予算の範囲内において設置費用の一部を助成します。

区分による限度額

高度処理型浄化槽区分 (環境配慮型浄化槽に限る)		限度額	
窒素又は りん除去型	転換	5人槽	645,000円
		7人槽	772,000円
窒素又は りん除去型	新築	10人槽	959,000円
		5人槽	533,000円
		7人槽	644,000円
		10人槽	787,000円

【申請期間】

随時申請を受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く)
 午前8時30分～5時15分(正午から午後1時までの時間を除く)

※受け付けは、予算範囲内での先着順とします。

【その他】

浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から平成30年2月までです。

詳細は、町公式ホームページをご覧ください。役場環境対策課までお問い合わせください。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書
- ・案内図 ・平面図
- ・排水経路図
- ・工事見積書の写し
- ・建築確認済証の写し、または浄化槽設置届出書の写し
- ・登録浄化槽管理票 (C票)
- ・登録証の写し
- ・保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・浄化槽工事業者届出書の写し
- ・放流同意書 (写し)
- ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

申し込み・問い合わせ先

役場環境対策課 ☎68-2211 (内線258)

生ごみ処理機の設置費補助のご案内

家庭から排出される生ごみを堆肥にして有効利用してみませんか。

町では、生ごみ処理機・コンポスト・EMコンポストの購入費用に対して一部を補助いたします。

処理機の購入を検討されている方は、ぜひご利用ください。

【申し込み時に持参するもの】

- ①領収書
 (申請者の氏名、店名、店印が明記されているもの。
 レシート不可)
 - ②印鑑 (スタンプ式不可)
 - ③機器の仕様が記載された説明書またはパンフレット
- ※インターネットで購入される方は、購入前に必ず、領収書が発行可能かご確認ください。
 領収書がないと、補助金の申し込みが出来ません。
 ※クレジットカードや代引きで購入された場合は、支払いが確認できる通帳や書類を併せてご持参ください。

【補助対象数】

電気式生ごみ処理機：1世帯につき1台まで
 コンポスト・EMコンポスト：1世帯につき2台まで

【補助金額】

購入金額(税込)の2分の1以内で100円未満を切り捨てた金額 (ただし2万円が補助限度額となります。)

【補助対象者】

次に掲げる条件をすべて満たす方

- ・利根町に住所がある方
- ・生ごみ処理機を購入し、継続して使用する方

※過去に補助金を交付された方も再度お申し込みできます。ただし、前回の交付から **5年間は申請できません。**

【申し込み方法】

随時申請を受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く)
 午前8時30分～5時15分(正午から午後1時までの時間を除く)
 ※電話・郵送での予約や申し込みはできません。
 補助金の交付件数には限りがありますので、お早めに申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

役場環境対策課 ☎68-2211 (内線252)